

～ 旅館業を営営しようとするみなさんへ ～

旅館業を営営しようとする方は、保健所長の許可を受けてからでなければ営営できません。

1 手続きについて

- (1) 事前相談 事前相談については、義務付けはありませんが、工事終了後保健所から修正を求められる場合があります。このため工事着工前（建築確認申請時など）に保健所に相談していただくと工事後の修正は少ないか、最小限で済みます。また、開業までのおおまかな日程の打ち合わせ及び提出書類の説明を行いますので、以降の作業が円滑に進みます。なお、相談の際は施設の平面図等をお持ちください。
- (2) 許可申請 開業予定の10日ぐらい前に申請してください。
- (3) 検査 施設が法令どおり完成しているか保健所が現地検査を行います。この時には、施設は開業時と同じ状態にしてください。
- (4) 許可指令書 検査が終了し、法令上問題がなければ許可指令書を交付します。交付まで3日間ほど（閉庁日を除く。）かかります。

2 旅館業とは

「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいい、それぞれの営業は次のとおりです。

- (1) 旅館・ホテル営業 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外。
 - (2) 簡易宿所営業 宿泊する場所を複数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外。
 - (3) 下宿営業 施設を設け、1箇月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。
- また、「宿泊」とは、寝具を使用して(1)から(3)までの施設を利用することをいいます。

3 許可の要件について

次の一つに該当する場合は許可されないことがあります。

- (1) 施設の構造設備が基準に適合していない場合。
- (2) 施設の使用場所が公衆衛生上不適当な場合。
- (3) 申請者が、旅館業法に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、3年を経過していない者などの場合。
- (4) 施設の使用場所が学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にあり、学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

4 営業施設の構造設備基準等について

営業者は、営業施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生

に必要な措置を講じなければなりません。
その基準の概要は、裏面のとおりです。

5 水質検査について

営業施設内で使用する水が地下水などの場合又は貯水槽を設置している施設は、事前に保健所等で水質検査を受けて「飲用に適する水」であることを確認してください。

6 許可申請について

申請するにあたっては次のものが必要です。

- (1) 旅館業営業許可申請書
- (2) 申請手数料 旅館・ホテル営業：24,900円 簡易宿所営業：21,100円
下宿営業：21,100円
- (3) 添付書類

ア 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書

(定款の場合は、「原本を謄写したものに相違ありません。」と付記し、謄写年月日、法人の名称及び代表者氏名を記載して代表者印を押印すること。)

イ 学校等の施設の位置を明示した当該許可申請に係る施設(以下「施設」という。)の設置場所の周囲100メートル以内の見取図(縮尺が記載されていること。)

ウ 施設及び施設に附属する工作物の配置図

エ 施設の構造設備を明らかにした各階平面図

オ 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等を明らかにした立面図

カ 玄関帳場その他これに類する設備の構造設備の詳細図

なお、下宿営業の許可申請については、オ及びカの図面を添付する必要はありません。

(4) その他確認事項

ア 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受けること。

イ 消防法令の適合通知書の交付を受けること。

ウ 旅館業からの暴力団排除の推進のため、申請者の性別(法人の場合は、全ての役員の住所、氏名、性別)の確認にご協力ください。任意様式での提出も可能です。

7 連絡先

北海道苫小牧保健所 生活衛生課 環境衛生係 TEL(0144)77-9937

施設の構造設備の基準

項目		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
客室の構造設備	客室面積	7㎡以上（寝台を置く客室は9㎡以上）	延べ面積 33㎡以上 （宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上）	
	階層式寝台の間隔		上段と下段の間隔 概ね1㎡以上	
窓	窓の構造	客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。	多数人で共用する構造又は設備を有しない客室にあつては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。	
玄関・開場等	玄関・開場等	1 宿泊しようとする者との面接に適する玄関・開場 2 その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適するもの （1） 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 （2） 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応並びに宿泊者名簿の正確な記載及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。	
入浴設備等	入浴設備等	宿泊者の需要を満たす適当な規模の入浴設備を有すること。（近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認める場合を除く。） 露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽水に混入しないようにすること。		
洗面設備	洗面設備	露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽水に混入しないようにすること。 宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。		
暖房設備	暖房設備	施設の規模に応じた暖房設備を有すること。		
換気設備等	換気設備等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。		
便所	便所	適当な数の便所を有すること。		
共同便所	共同便所	男子用及び女子用の区分があること。		
食堂及び調理室	食堂及び調理室	適当な規模の調理室を有すること。（近接して飲食店がある等飲食に支障をきたさないと認める場合を除く。）		
寝具保管設備	寝具保管設備	客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。		
施設の形態等	施設の形態等	施設及びこれに附属する工作物の外壁又は屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。		
遮蔽設備等	遮蔽設備等	施設が学校等の周囲をおおむね100mの区域内にある場合は、学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことができる設備を有すること。		

衛生に必要な措置の基準

項目	内容
浴槽水	浴槽の湯は毎日取り替えること。 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という）にあつては、前項の規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。 1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。 1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。 空気の取り入れ口から土ぼこりが入らないようにすること。 洗面所には、飲用に適する水を供給すること。 洗面所には、常に清潔にすること。 寝具のうち、布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。 営業の施設を清掃すること。特に便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所には、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障のないようにすること。 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見易い場所に表示すること。 換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。
寝具の衛生	
洗面所	
気泡発生装置	
連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽	
浴槽水のろ過装置	
施設清掃	
ねずみ、昆虫の防除	
ガスを使用する設備	
換気設備等の保守点検	
従事者の健康保持	結核若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがない間、業務に従事させないこと。

宿泊者名簿

営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項を記載しなければならない。宿泊者名簿は3年以上保存してください。
また、宿泊者が、日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載し、旅券（パスポート）の写しを保存してください。

宿泊を拒否できる場合

- 営業者は、次の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
- 1 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
 - 2 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
 - 3 宿泊施設に余裕がないとき。
 - 4 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - 5 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。

旅館等では宿泊のほかどのような営業をしますか。また、施設設備はどの程度の規模ですか。

- 食事を提供する。 → 食品衛生法の飲食店営業の許可が必要です。
- お土産品(食品)を販売する。 → 食品衛生法又は食品の製造販売行商等衛生条例の許可、登録が必要な場合があります。
- 温泉を利用する。 → 温泉法の温泉利用許可が必要です。
- 施設の浴場を日帰り客にも使用させる。 → 公衆浴場法の許可が必要な場合があります。
- 施設の総床面積は3,000㎡以上ある。 → 建築物の衛生的環境の確保に関する法律の届出が必要です。
- 使用水は水道水で受水槽がある。 → 有効容量10㎡を超える水道法の簡易専用水道に該当します。
- 使用水は地下水等で1日の使用水量は20㎡を超える。 → 水道法の専用水道に該当します。

【参考資料】

「旅館業法第3条第3項」の各号

- 一、 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く）
- 二、 児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設
- 三、 社会教育法第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの

※ 同法施行条例第二条→「条例で定める社会教育施設その他の施設」

- ① 図書館法第二条に規定する図書館
- ② 博物館法第二条に規定する博物館及び同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部大臣が指定したものの
- ③ その他多数の生徒、児童及び幼児の利用に供される施設であって知事が指定するもの